

第十九回 参議院通商産業委員会會議録第十四号

昭和二十九年二月二十六日(金曜日)午後一時四十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 加藤 正人君
藤田 進君

委員

石原幹市郎君
大谷 哲雄君
黒川 武雄君
高橋 衛君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君
三輪 貞治君
武藤 常介君

政府委員

外務政務次官 小瀧 彬君
外務省参事官 寺岡 洪平君
大蔵省参事官 東条 猛猪君
通商産業政務次官 古池 信三君

事務局側

常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
会専門員 小田橋貞寿君

説明員

通商産業省 牛場 信彦君
通商局長

本日の会議に付した事件

○輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○通商及び産業一般に関する調査の件(貿易政策に関する件)

○委員長(中川以良君) それでは只今より通商産業委員会を開きます。

最初に御報告を申し上げますが、先刻打合会を開きまして、来週の日程につきまして次のように決定をいたしました。三月二日午後一時より輸出保険法の一部改正案、これの審議をいたします。なお時間が余りましたならば貿易政策一般に関する調査をいたします。三月四日と五日の両日は両日とも午後一時から電気料金問題に関する需用者側の意見を聴取いたします。参考人といまして呼んでおりますのは、お手許に差上げたプリントにございますから御了承願います。

本日は輸出保険法の一部を改正する法律案につきまして、先ず政府側の提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(古池信三君) 只今提案になりました輸出保険法の一部を改正する法律案につきましてその提案の理由を申し上げます。

輸出保険制度は、昭和二十五年に始めて設けられまして以来、数回の改正を経て現在五種類の保険を包含する制度に発展いたしました。その利用状況も漸次活発になつて来ておるのであります。最近における我が国国際収支の推移に鑑みまして、今後なお一段と輸出を振興することが必要となつて参りましたので、今回輸出保険法の一部を改正して新しい種類の保険を創設することにしたのであります。

本法は右の趣旨によりまして新たに輸出者が委託販売輸出を行うことによつて受ける損失を填補する保険を創設することによりまして本邦商品の海外市場への進出を促進し、海外市場の開拓と輸出の増進を図らんとするものであります。

最近の国際貿易の実情は、戦争直後の特殊な形態から漸次いわゆる貿易正常化へ移行し、各国間の競争は激化し、その結果輸出取引の決済条件の緩和も或る程度止むを得ない状態となり、信用状に基かない輸出や代金後払方式による輸出によらなければ、輸出が困難となるような場合も増加する傾向にありますので、政府は、先に輸出代金保険を設けてプラント類の代金後払方式による輸出において輸出者の受ける損失を担保する途を開き、次いで、昨年八月に輸出手形保険を創設して、D/A方式輸出について輸出手形を買取った銀行が手形の不渡りによつて受ける損失を填補する制度を新設したのであります。今回は、本邦商品を海外市場に輸出して海外の受託者にその販売を委託するいわゆる委託販売輸出契約に基いて貨物を輸出した場合に予期の通りに貨物が販売せられないために輸出者が受ける損失を填補する保険制度を新たに設けることとしたのであります。これは海外の需要者が直接本邦商品を見て、直ちに現物を手渡し得るような販売体制を本邦輸出業者及び生産業者が安心してとれるようにすることによつて輸出を促進すること

を目的とするものであります。在外公館及び貿易業界等からも従来から強く要望されてきたところであります。なお、今回の改正におきましては、右のほか、この法律の従来からの規定のあるものについて若干の技術的改正を加えております。

何とぞ御審議の上速かに可決されんことをお願いいたします。

○委員長(中川以良君) 本法は案に付しましては、本日は提案理由を聴取いたしましたので、御異議は次回にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

○海野三朗君 今の字句のD・P・D・Aというのを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(古池信三君) これはD・P・D・Aであります。D・Pというのはデリバリー・アゲンスト・ペイメント、それからD・Aというのはデリバリー・アゲンスト・アクセプタンス、こういうのであります。それぞれ手形によつて決済をする際の保険をこの前に御審議願つて決定を見た、そのことでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませうか。

○海野三朗君 訳は何とつけたらいいでしょう。

○政府委員(東条猛猪君) ちよつと専門外でございますが、荷物を引渡す条件は、普通でございますと代金の決済が例えは行われました場合であり

ますとか、或いは銀行が引受けた場合でありますとか、その引渡しの時期がいろいろあるわけでございまして、取引の条件といたしましてデリバリー・アゲンスト・ペイメントの場合は、日本からの輸出でございますと、その輸出手形が海外で決済いたされまして支払われましたときに荷物を引渡す。それからデリバリー・アゲンスト・アクセプタンスでございますと、現実の代金の支払が行われませんでも、先方の輸入業者がこれは確かに引受けるという引受けが行われました場合に荷物のデリバリーをいたします。そういう意味におきまして、若し支払人の、向うの輸入者の信用上に若し不安がございすれば、いや引受けたから荷物をデリバリーするということでは多少商取引に危険が伴うということでありまして、輸出を振興いたします場合におきましては、場合によりましては、さうな多少輸出の不利になるような条件でも、さういふ商売でもやつたらどうかというところで、困りましたとして、そういう場合の危険を保証する、保険するといふ制度になつておるかと思ひておられます。

○海野三朗君 日本語で申しますと、その訳は何と申しますか。何と日本語では訳しますか。

○政府委員(東条猛猪君) 私専門的な訳は自信ございせんが、実態に即して申し上げますれば、手形の支払後貨物を引渡すというのがデリバリー・アゲンスト・ペイメントでございます。

○委員長(中川以良君) 私専門的な訳は自信ございせんが、実態に即して申し上げますれば、手形の支払後貨物を引渡すというのがデリバリー・アゲンスト・ペイメントでございます。

○委員長(中川以良君) それでは、本日は提案理由を聴取いたしましたので、御異議は次回にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

○海野三朗君 今の字句のD・P・D・Aというのを御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(古池信三君) これはD・P・D・Aであります。D・Pというのはデリバリー・アゲンスト・ペイメント、それからD・Aというのはデリバリー・アゲンスト・アクセプタンス、こういうのであります。それぞれ手形によつて決済をする際の保険をこの前に御審議願つて決定を見た、そのことでございます。

○委員長(中川以良君) よろしうございませうか。

○海野三朗君 訳は何とつけたらいいでしょう。

○政府委員(東条猛猪君) ちよつと専門外でございますが、荷物を引渡す条件は、普通でございますと代金の決済が例えは行われました場合であり

ますとか、或いは銀行が引受けた場合でありますとか、その引渡しの時期がいろいろあるわけでございまして、取引の条件といたしましてデリバリー・アゲンスト・ペイメントの場合は、日本からの輸出でございますと、その輸出手形が海外で決済いたされまして支払われましたときに荷物を引渡す。それからデリバリー・アゲンスト・アクセプタンスでございますと、現実の代金の支払が行われませんでも、先方の輸入業者がこれは確かに引受けるという引受けが行われました場合に荷物のデリバリーをいたします。そういう意味におきまして、若し支払人の、向うの輸入者の信用上に若し不安がございすれば、いや引受けたから荷物をデリバリーするということでは多少商取引に危険が伴うということでありまして、輸出を振興いたします場合におきましては、場合によりましては、さうな多少輸出の不利になるような条件でも、さういふ商売でもやつたらどうかというところで、困りましたとして、そういう場合の危険を保証する、保険するといふ制度になつておるかと思ひておられます。

○海野三朗君 日本語で申しますと、その訳は何と申しますか。何と日本語では訳しますか。

○政府委員(東条猛猪君) 私専門的な訳は自信ございせんが、実態に即して申し上げますれば、手形の支払後貨物を引渡すというのがデリバリー・アゲンスト・ペイメントでございます。

○委員長(中川以良君) それでは、本日は提案理由を聴取いたしましたので、御異議は次回にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

その手形の引受後貨物を引渡すというのがデリバリー・アゲンスト・アクセプタンスでよからうと心得ておられますが、余り自信がございませんのでお許し願いたいと思います。

○委員長(中川以良君) よろしうございますか。それでは本法律案に対する審議は次回といたします。

○委員長(中川以良君) 次に本日は昨日の質疑に引き続きまして、順次審議をいたしたいと存じますが、先ず最初に皆様から御質疑を願う前に、只今東条為替局長が見えておられますので、最近における外貨の割当制度問題、これの只今の実施状況又将来に対する政府の方針等につきまして一応説明を聴取したいと思ひます。

○政府委員(東条猛猪君) 委員長のお言葉に従ひまして、只今から最近の日本、外貨の保有の状況或いは最近の足取り、そういうようなことにつきまして申し上げたいと存じます。具体的な外貨予算の執行の状況或いは具体的な割当の問題は、もとより通産省のほうの御専門でありますので、それらのほうから御説明があると思ひますので、私からは主としていたしまして外貨の状況につきまして申し上げたいと思ひます。

昭和二十八年、昨年の十二月末の外貨の手持高でございますが、これは御承知のように、外貨の大部分は政府の外貨為替資金特別会計で手持をいたしておられますが、一部は日本銀行、或いは一部は民間の為替銀行が手持をいたしておられます。それから又外貨の形をいたしましては、米ドル或いは英ポンド、そういういわばキャッシュの外貨資金のほかに、御承知のオープン・ア

カウント地域につきましては、いわゆるオープン・アカウントの債権、そういうようなものがあるわけでありまして、この所有者が政府でありますものと、日本銀行でありますものと、或いは民間の為替銀行の手持でありますものとを問はず、又キャッシュでありましますとオープン・アカウントでありますかとを問はず、全体を通計いたしまして、十二月末の金額が九億七千六百万ドルに相成つております。この九億七千六百万ドルのうち、米ドルは七億八千八百万ドルでございます。ポンドは八千八百万ドルでございます。ポンドはドル換算で一億一千九百万ドルに相成つております。オープン・アカウントはこれは御承知のように十数カ国の勘定があるわけでありましますから、或るものは黒字になり、或るものは赤字になつておるわけでありまします。黒字、赤字を合計いたしまして、ネットの数字は六千九百万ドルでございます。百万ドル以下端数を切捨ててございまして、合計と内訳が或いは符合いたさないかも知れませんが、合計九億七千六百万ドルの内訳は只今申し上げますように米ドル七億八千八百万ドル、ポンドがドル換算一億一千九百万ドル、オープン・アカウント六千九百万ドル、かようなことに相成つております。この十二月末の九億七千六百万ドルと申しますのは、最近の外貨の足取りは逐次減少傾向を辿つておるといふことを申し上げなければならぬと存じてございまして、昭和二十七年の十二月末、一昨年の十二月末には十一億二千二百万ドル、それが二十八年の三月末は十億六千三百万ドル、六月末には九億八千三百万ドル、それが九月末にはやや増えまして十億二千万ドル、それが又減りまして九億七千六百万ドルということに相成つておるわけでありまします。なお一月末の見通しでございますが、これは正確な数字がまだ出ておりませんが、相当一月中の貿易或いは貿易外を通ずる逆差は甚だしい状況でございまして、特に御承知のように昨年のいわゆる凶作の関係で食糧の緊急輸入を手配いたしておりましたやうな事情もございまして、一月の逆差は資金面から計算をいたしますと一億ドルを超えるのではなからうか、そういったいたしますとまだ暫定的な計数でございますが、一月末の数字は今申し上げました十二月末の九億七千六百万ドルを相当下廻りまして、仮に一億を超える収支の払いがあるといひますと、八億七千万上下の数字になるのではなからうかという推計をいたしておるわけでございます。なお二、三月、今後の見通しの問題でございますが、これも今申し上げましたやうな輸入の傾向、それから日本の輸出につきましては、これ又御高承のように必ずしも輸出の伸びがはかばかしくないといいことで、三月末くらいまではややこの外貨の保有の状況は減少を辿つて参るであらう、かような見方をいたしておられます次第であります。

今当座二十九年度の上期の外貨予算の編成方法につきまして政府の部内で関係方面審りまして、只今いろいろと計数を検討し、或いは相談をいたしておる段階でございまして、さやうな状況に當りまして、今申し上げました外貨の状況に相成つておるといふことを十分強く考えまして、外貨予算編成に當る必要があらうというやうな点を中心といたしまして、只今いろいろと政府部内でも検討いたしておりますやうな状況でございまして、一応この最近におきます外貨の状況につきましても簡単に御説明を申し上げます。

○委員長(中川以良君) 御質疑がございましてらうぞ。

○加藤正人君 外貨予算の編成方針までお話を聴いてないのですが……

○委員長(中川以良君) それにつきましては、これは通産省の通産局の問題でございますので、通商局がまだ見えておりませんので、あとで参りましてから、只今お手許に差上げましたプリントにつきましては通産省から御説明をさせます。

それではお諮りいたしますが、通商局長が参りますまで丁度外務省側から小瀬政務次官並びに寺岡外務省参事官が見えておられるので、どうぞ一つ昨日の問題に引続き御質疑をお願いいたします。

○加藤正人君 政務次官に御質問しますが、こゝういふことは外貨問題に關係しますから言つていか悪いかわからんのですが、インドネシア向けの出超による焦付きが約一億ドル以上に達しておる。そのために同国向けの輸出を抑制しようとする考えが政府部内にあるということですが、この焦付きの債権とインドネシアに対する今後交渉に入るべき賠償問題との關係について政府はどう考えますか。この焦付きは民間の貿易取引によつて起つた金額でありましますから、直ちにこれを政府対政府との賠償というやうな問題とは混同できないやうに思ひますが、一体向うは恐らく外貨は日本に払うべき一億ドル以上を持つておらんというやうなふところ工合であるということを知りており

ますから、ない袖は振れんといつたところに問題が自然来るのじやないかというやうな懸念を一般に業者は持つておるやうであります。そういう必然性が今後あり得るかどうかという点について見直しをお伺ひしたい。

○政府委員(小瀬猪君) このスウィングのリミットをオーバーした金の処分については、御承知のように貿易協定が参りましたので、この点は通商局長が参りましたら御説明申し上げますと思ひますが、主として外務省の關係では賠償との点をどういふやうに取計らおうとされているかというのが御質問の重点だらうと存じます。殊に六千万ドルばかりを賠償のほうに利用したらというやうなことが一部で論ぜられておつたことは事実であります。先方のほうからそういう正式な申入はございせん。又日本といたしましては、役務、又役務を広く解釈して役務に關連する資材というやうなものは出さなければならぬだらう、そうしてできるだけ円満に、速かに賠償問題を解決したいといふので、現に現地では倭島公使が非常な努力をいたしておられますが、併しこの商業上の債権をその方面へ利用するといふことは考えておりません。これは一部の論者のかたがそういう思ひ付きをお持ちになつておるといふことは承知しておりますが、そういう話にはなつておりません。たが現在は新聞でも御承知のように、賠償總額をどうするかというやうな点で、双方の間に意見がまだ合致いたしませんので、難航が続けておりますが、御承知のように沈船引揚げの協定が今度の閣会で御承認を仰ぐやうな順序になつておりますし、又この商業

上の債権を離れまして開発事業、アサ
ハシ計画というよりなものとつきまし
ては、先方で相当熱心な希望がござい
ますので、具体的な点も政府として検
討いたしておるというのが現状でござ
います。

○加藤正人君 日本政府にはそうい
う意図がないと思われのですが、向
うの保有している外貨がやはり日本ど
ころでなく、もつと窮乏しているか
ら、ない袖は振れんという結果、自然
そこにそういうような憂いがあると思
います。今の沈船引揚げが何かで、
早く向うに金を稼がせて、そういう心
配のないようにして頂くように願いた
いと思います。

なお統一しておきたいのですが、
その後大分長く我がガット加入問題
の推移を聞く機会がありません。その
点も伺いたい。

なお日本が輸入超過となつておる
州、ニュージーランド、濠洲には一九
五三年一月十二月で累計が五千九百
二十九万一千ポンド、ニュージーラン
ドには二百五十七万八千ポンドの輸入
超過を見込んでありますが、こういう
両国とは一日も早く通商協定を結ぶ必
要が迫つておるよう思うのでありま
すが、両国とのこの件に関する交渉状
況、推移について伺いたい。

○政府委員(小瀬権吉) ガットに仮加
入いたしまして以来今日まで、この宣
言に参加いたしましたものが二十四カ
国と記憶しております。それによりま
して、例えばブラジルのごときは低率
関税をとつており、オーストリーのご
ときは二重関税をとつておるといふよ
うなことで、非常に有利になつており
ます。なお又カナダとの交渉も大体も

う終結に近付いておりますので、あの
日本とカナダとの間の通商協定ができ
ますれば、カナダは日本にガット税率
をかけることになる。而もカナダのほ
うは為替管理を行なつておりませんか
ら、今後における日本とカナダ間の貿
易というものは相当期待していいので
はないかと思ひます。これに対しては
勿論、日本の輸出品の価格がどうなる
か、又ダンピングというふうな虞れも
ある、或いは二重価格というふうなも
のが問題になるとすれば、或いは棄権
を許さない点があるかも知れませんが、
とにかくこの協定ができると、自
由市場を獲得することになりますの
で、非常に意義があることと考えてお
ります。

濠洲とニュージーランドの例をお引
きになりましたが、御承知の通り、非
常に輸入超過になつておりますので、
で、これらの国、濠洲、ニュージーラ
ンドのみならず、その他の自治領につ
きましては、過般のロンドンにおける
交渉では、大体の見積りをしただけ
でありますから、今後個別的に交渉し
なければならぬという関係にありま
す。幸いにしてニュージーランドのほ
うでもすでに話合ひを大分進めており
ます。濠洲も日本と貿易に関する
話合ひをするということには異議がな
いようでありますから、勿論濠洲と
の間にはアラフラ海の問題もあるし、
とき／＼／＼な新聞紙上などで神
経をいらだてておるような関係もあり
ますが、是非早い機会に話合ひをい
たしまして、もう少しバランスのとれ
た貿易状態に持つて行こうというよう
に折角努力しておるのであります。そ
の他インドとかパキスタンの関係もご

ざいするが、いずれもこの日英交渉
に引続いて私どもが経済外交の一部と
して是非やつて行かなければならぬ
課題であると考えて、そのようない
準備を進めております。ただ、今加藤
さんのお話には、通商協定というお話
でありましたが、この正式の通商協定
の話になりますと、この一月における
ロンドンでの会談の際にも、イギリス
は相当の点をまだ躊躇しておりますの
で、先ほど申しました濠洲及びニュ
ージーランドの交渉も、今までございま
すような貿易取極めというふうなもの
に立つて、それからだ／＼に一般的
な通商航海を律する正式な条約を作る
というように逐次進めて行きたいとい
うように考えております。

○加藤正人君 そいう程度ですと、
両国民の自由に入国するといふような
ことがまだできません。

○政府委員(小瀬権吉) 御承知のよう
に、限定された限度においては行けま
すけれども、長く滞在するとか支店を
出すといふようなことについての保証
はございません。

○加藤正人君 投資もできませんね。
○政府委員(小瀬権吉) その後両国間
のいろいろの問題を解決するようにな
りましたら、是非話合ひをして、そ
ういふ保証を取付けるように努力いた
したいと考えております。

○加藤正人君 今濠洲はそういうふう
に入超になるくらい羊毛の取引があり
まして、相当日本は向うに行つて物を
買つてやるにもかかわらず、業者は長
く滞在できない。それからいろいろな
向うの商社との投資関係に互るような
商取引がでん／＼といふので、非常に不
便しておる業者が多いようです。

ら、一日も早く本格的なわゆる私の
言う通商協定が望ましいと思ひます。
今後ともその点を御努力願ひたいと思
ひます。

○海野三朗君 先ほどの御質問に關連
しておることではありますが、インドネ
シアの沈船引揚げの問題は、中間賠
償、あれは大体どういふお約束で引揚
げることになるのでありましよう
か、ちよつと大体のアウト・ラインを
承りたい。

○政府委員(小瀬権吉) 本日は書類を
持つて来ておりませんので、多少数字
などに違いが出るかと思ひますが、概
略を申し上げます。

御承知のようにフィリピンとの間に
沈船引揚げの協定ができております。
あのほうには、沈船引揚げにどれだけ
の金額を日本が払うかといふことはき
まつていないのでありますが、今度
の協定におきましては、日本の円にし
て二十億五千万円であつたと記憶い
たします。それに附帯する細目取極め
で、大体六カ月以内のうちに開始し
て、そして三年以内にこれを完了す
る。引揚げの船舶は、大体の見通しと
して四十艘と記憶いたしますが、その
程度は引揚げたいと考えております。
が併し、これはフィリピンにおけるが
ごとく調査所を出しまして作つた統計
ではございませんので、果してどれだ
けが引揚げられるかわかりませんが、
金額においては大体頭を押えて行く
といふことで話がついております。ス
ラッソノ部長が日本に参りまして交渉
いたしまして、結局フィリピンとの取極
めに非常に似通つたものを作るとい
ふことで、そういう取極めをいたしま
したので、その条項は殆んどフィリピン

との取極めと變つておりません。先ほ
ど申しましたような数字の点が出て来
ることと、もう一つは、インドネシアの
ほうでは、これから先二国間に作ると
ころの平和条約、これの中に賠償規定
が設けられるのだが、その賠償の一部
としてこれを実行するといふふうにし
てあるわけでありまして、向うのほう
が日本に必要な施設を提供するといふ
点もありませんけれども、フィリピン
との取極めのように、日本人の生命
財産を保護すると申しまするか、非常
に動乱でもあつて危なかつかしいから特
に生命を保護するといふような規定を
作らなければならぬといふような誤解
をかかしてもいけないからといふの
で、そういう条項はございませんけれ
ども、今申しましたような線でフィリ
ピンとの協定とはほぼ同じものを作つた
といふのが、今度のインドネシアとの
沈船引揚げ協定であります。

○海野三朗君 その引揚げた船のスク
ラップは、やはり日本に持つて来るこ
とになつてゐるのですか。
○政府委員(小瀬権吉) スクラップに
つきましては、何ら協定の中には書い
てございません。話合ひの途中で私ど
もの了解いたしておりましたところは引
揚げたところのスクラップは商業的な
話合ひによつてコンマ・シャル・ペー
スによつて日本にも提供されるであろ
うといふふうな極めて漠とした話合ひ
でありまして、現実には引揚げたあとで
話合ひをするといふふうな考え方でご
ざいます。

○海野三朗君 それからもう一つお伺
いたしたいのですが、曾つてインド
と日本とが民間の人でありましたが、
印度に製鉄所を作るといふふうなこと

を、半分まで話ができ上つたものがいっつの間にかほごになつた、そういうふうなことに對しては又外務省としては、何らかそれに無関心でいらつしやるのか、何かお考えがあられるのか、そういう点も承わりたい。

又もう一つは、旅券の件であります
が、この間ソヴィエトから学界のほう
で、日本の學者に向つて招待状が来た
はずであります。その際にこれを外務
省のほうに旅券の交付を申出たところ
がこれは學者としても赤だからといつ
て大分難色があつたという話を聞いて
おりますが、あれはその後どうなりま
したか、それを承わりたいと思いま
す。

○政府委員(小堀彬君) インドの製鉄会社設立問題というのは恐らく高橋さんが御関係になつたあの事業のことであらうと存じますが、一時非常に話合いがスムーズに進んでおるように見えるとしたところ、インド政府のほうで余り贅意を表しないという関係から話が中止になりました。従いまして当時外務省としては勿論無関心ではなく西山大使に訓令を出しまして様子を聞いてもらいましたけれども、まだその時期では

的考慮によつてこれが駄目になつたものではないといふに確信いたしております。

それから第二のソ連への渡航の問題でござりますが、学者の諸君が行かれることに對しては旅券を出してありません。これについてはいろ／＼御議論もあるようでございましょうが、現在のところ共產黨の諸国との往復というやうな人的往來というものはこれを制限いたしておきまして、御指摘のやうなあの會議に出席するため旅券を与へるという点につきましても極極的な態度をとつて來た次第であります。

○委員長(中川以良君) 外務省側に対しての御質疑を一応終つて頂いて、それから牛場通商局長から説明を聴取いたしたいと思つたので、外務省に対する御質問をお願いいたします。

○三輪貞治君 部分的な賠償交渉について関係国との間についての御説明は聞きましたが、全般的に関係各国との間の具体的な賠償交渉の進捗の状況、それから今年の予算に計上されておりますところの賠償予算の各国別に想定されておる金額、こういったものについてお伺いいたします。

○政府委員小瀬権吉 賠償の交渉を行なつておりますのは、御承知のようにフイリピンとインドネシアとビルマであります。ヴェトナムに關しましては極めて近いうちに、沈船引揚協定が締結できるだろうと考えております。但しこの引揚げの規模というものはフイリピン及びインドネシアに対するよりもほど小さいものであります。ヴェトナムのほうはすでに日本との平和条約に批准をいたしておりますが、この沈船引揚げの協定で以て大体賠償問

題は解決するのではなからうかという
ふりに考えております。何となれば、
先方における被害も非常に多いし……
そうした話合いが実は起つているとい
うことを聞いております。

フノリビンの關係におきましては、過般岡崎外務大臣が東南アジア諸國を廻りましたときにも、大体大ざつばな話をいたしましたして、それを基礎といたしまして、その後大野公使が現地に参加しまして、折衝いたしております。日本のほうでは二億五千万ドル程度の賠償を支払う、そうして年數も十年なり十五年なりの期間をかけて支払う、詳

細のどういふ品物を、どういふ得粉を
提供するか、どういふ方法でやるかとい
うことについて今話をきめようとい
たしておるのであります。が、この二
億五千万ドルという数字に対しては、
先方はいろいろ不満がございますの
で、こうした根本的な問題がよく進捗
いたしませんために、具体的な話には

まだ入れないという状態でございますが、併し両国の関係を平常なものにいたしますためには、又フイリピンが平和条約に批准いたしましたして、正式な外交関係を結び、友好関係を増進して参りますためには、何としてもその前提になる賠償問題を早く片付ける必要がございまして、政府といたしましては、妥協の精神で、成るべく早くこうした総括的な話をし、又具体的な問題に入るように努力いたしたいと考えまして、現に現地ですうした話合いを進めておる次第であります。

インドネシアにつきましても、大体フイリピンにおけると同様に總額という点について相対にまだ両方の見解に開きがございますので、十分の進捗を見

ておられないのは遺憾でございますが、このほうもできるだけ早く片付けたいといふので、倭島公使は目下努力いたしております。このインドネシアとの関係につきましては、過般岡崎大臣が関西のほうに参りました際

ますから、こうした実際の賠償方式をどうするかということを、総額の問題を討議すると同時に並行的に研究するという態度で進みまして、成るべく早くこれを片付けるように努力しておるのであります。

ビルマにつきましては、これはワイリピンやインドネシアほど話合いが進んでおらないというのは事実でございます。つまり先方のほうにもはつきりとした案もないようでございます。近く先方の有力者が、政府の關係僚あたりが日本へ使節として出向きたいというような意向も持つておるようでありますから、それが具体化するようになりますれば、勿論日本政府といいたしましてはこれに協力いたしまして、ビルマとの交渉も成るべく早く解決できるようにいたしたいと考えております。

なお予算の点でございしますが、予算はこれは大蔵省の所管で、平和回復善後処理費のほうに盛られておるのが、その相当部分が賠償のほうに充てられることになっております。先ほどから申し上げますように、はつきりきまつたものは、今のところインドネシアと、そしてフイリピンに沈船引揚げの問題だけでございしますので、予算のほうではそう大きな額を計上してはいないはずであります。殊に沈船引揚げはフイリピンにいたしましたも、インドネシアにいたしましたも、少くとも二年はかかるであろうというような関係もございしますので、予算の面にははつきり日本の賠償額を政府としてどれだけに見積つておるといふ点は出ていないものと御承知を願いたいと存じます。

三輪貞治君　日本政府の賠償処理の

○三輪貞治君 日本政府の賠償處理の

機構です、いろいろな機構でやつておられるか、これをお伺いしたいと思うのです。

○政府委員(小瀬補君) 只今のところは原則的な交渉の過程でございます。外務省が中心になりまして関係省と話し合ひをして交渉を進めて行くという実情でございます。ただ先ほどから申し上げました沈船引揚げの問題になりますと、いよいよこれを実行する段になります。これは運輸省の關係になりますので、フリーピンに對しましては、近き運輸省の係官が西三名派遣せられるようになるであらうと存じます。その際入札の問題とか、いろいろあるでございましょうが、そういう現実的な実施の面は、その賠償の種類によりまして関係官庁が違つて来るわけでありまして、これが近く將來話し合ひがついていよいよ実行に移るということになるれば、或いは特殊の機關が必要になるかも知れませんが、現在のところはそうした具体的な組織機構というものは考へておりません。

○三輪貞治君 先ほどインドネシアの賠償について岡崎大臣が関西で演説したのが非常に悪い影響をインドネシア当局にもたらしたというようなお話がありました。併しこれは賠償を支払わなければならないという最も悲しむべき義務を果さなければならぬわけでありまして、併しこれをこの機会に禍を転じて福とする計画の下に、この逼迫している日本の貿易経済の打開のため、又これを考慮して行くというのと、言ひを言わさるゝにかかわらず、最も大切なことであると思ふのであります。そうでありまして、具体的に

役務賠償が將來の日本の貿易をどういふふうにより好転せしめるかというふうな非常に重大な問題と關係をして参りますと、これはやはり政府に私に専門の賠償機構を持つ必要があるのではないかと、それは賠償委員会というものでなければ、賠償処理何とかがいふ名前でも結構であります。いろいろ専門的な部分、それから民間人、実際に産業に携わつておる人々等を網羅いたした機関がもう必要な段階ではないかと、こういうふうにお考へるわけでありまして、特に賠償を受けようとする側にはすでにいろいろものが、どういふ形であるかは存じませんが、できておるようには思ひます。例えばビルマにおきましては賠償五人委員会等がありまして、その委員には國務大臣なり産業大臣なりその他の大臣級の人物が委員会の委員になつております。その下にその事務局がある。こういうふうにもう具体的にかなり受入れられるところの機構を作つておられるようであります。ですから日本政府としても、外務省が中心になつておやりになることは結構です。先ほどお話になりましたように、運輸省、通産省等に非常に重大な關係を持つのでありますから、これを一丸とした賠償処理の機構を作るべき段階ではないかと、こういうふうには私に考へておられるわけでありまして、この点について政務次官の御見解を一つ伺いたい。

○政府委員(小瀬補君) お説御尤もであります。これがだんだん具体的な面に入るといふことになれば、そうした機構も必要かと存じます。が、併し現在の段階におきましては、各関係省と緊密な連絡をとりまして全般的な話し合ひをして行くという次第であります。

す。殊に懸案問題なども引つかかつておりましたために、具体的なところに入つていない、これが現状であります。併しこれは賠償とは別でございまして、先方、民間のかたが出て行かれまして、先方、経済協力というふうな面でも影響を与えておるといふことは事実でありますので、今お話のような機構というものは、これは遠からず考へなければならぬ段階に来るかとも思ひますが、現在は先ほど申し上げましたようにその所論のほうで引つかかつておられますので、いろいろ経費の關係などもありますし、そうした組織を持つていないという状況でございまして、今御指摘のような点は十分考慮に入れてこの問題を処理して行きたいと考へております。

○三輪貞治君 そういうことを申し上げるのは、例へば非常に小さい例で申し上げても、先般ビルマからビルマ政府の政務次官でタキン・サンミンというものが一月から二月にかけて参つておりました。彼が参りますのが非常に急にきまつたために、日本に来るにつれて詳細な打合せをして来なかつたやうであります。一月の十七日に到着しましたが、その後政府のほうから訓令が参りまして、賠償について大いに検討して来いということが一月の末に参りまして、総領事館との間で相当研究をしておつたやうであります。例へば一つの例でセメントならセメントといふものについて賠償の問題を考えた場合に、一方でセメント・プラントをば持つて行つて役務賠償とすべきである、こういう考へ方がある一方今度は日本のセメントも売らなければならぬ

という立場から、むしろタンクを向うに作つて行つて、それによつて日本のセメント輸出を継続するという二つの違つた考へ方が現実に業界なら業界にあるわけですから、それが調整されるというふうな場合も、これは最も現実的な段階になつてからでいいのであります。併し今においてそういうことをやらなければならぬ段階ではないかと、こういうふうにお考へますので、政府のお考へはわかりましたが、一つ早急にそういうふうな賠償処理の全般的な一つの機構を拡充されるように希望いたします。

それからもう一つお伺いしたいのは、中国の問題が抜けておりますが、中国の賠償についてはどういふふうに政府は今お考へになつておられるかということ。それからヴェトナムについては沈船引揚げで大体賠償は解決するだろう、こういう御説明でありましたが、これはヴェトナム政府が依然としてインドネシアの代表的な政府であるという場合に限りあるわけでありまして、併しなから現在の戦局その他から考へてこれは又変つた状況になると考へられますので、そういう場合には一体これはどういふことになるのであります。その二点についてお伺いいたします。

○政府委員(小瀬補君) 中国につきましてもは中華民國政府のほうで賠償を要求してきております。ただ請求権の問題は相互の特別取極めの次第とするというふうな条項もございまして、賠償は取らないといふことであります。で、この問題は現在ございせん。ヴェトナムの今後というものはどうなるか知りませんが、これはフランスとの關係もございまして、現在の戦局と申しますか、動乱との關係もあつて、これは政府が変るといふことがあるかも知れない、そういう仮定の下にどうするかとおつしやいますならば、これは國際法上でこれまでの政府の約束して来たことはその次の政府はこれを守らなければならぬといふことになつておりますので、今のヴェトナム政府と話し合ひが確定いたしましたならば、先方は政府が変更してもそれを実行する義務があるであらうというふうに考へております。

○海野三郎君 一昨日通商局長からいろいろ話を聞いたのでありますが、このイランの石油に對しましては外貨の割当がなかつた、何故外貨の割当がなかつたかといふと、それはイギリスに對する貿易のことを考へたためである、こういうふうな答弁であつたかと考へるものでありますが、今日ソヴィエトに對してイギリスが働きかけておるあの態度から見まして、あのアングロサクソン人種といふものは損すること、否をもち出すといふことが嫌いだといふ国民性なんである。私はそういうところをよくお考へになつて、イランの石油の外貨の割当などについても政府當局としては考へておかなければならぬのじやないかと、ところが全体としてイギリスとの交渉が、イギリスとの貿易關係が借高が余計だからそのほうが大事だとお考へになるのは、もう少し深く掘り下げたお考へにならなければならぬじやないかといふふうには思ふのでありますが、如何にお考へになつておりますか。

○政府委員(小瀬補君) イランとの國

交關係をよくし、又イランとの貿易をよくして行く、又でき得れば安い油を入れて来たという点においては全く同感でございます。ただ同時に日本はイギリスのほうが一先全損をせん態度をとつておるからイギリスに押されてやつておるというのではなしに、日本の大きな利益という点からこれまでものところが光興産の入れましたあとと紛争解決するまでは入れないようにならざるを得ないという態度をとつて来たわけでありまして、併しだん／＼情勢も變つて来ておりますし、殊にこの石油の問題につきましては英米とイランとの話合ひも相当進んでおるようでありまして、でありますからして、イランの石油を入れるという問題はそう時間をかけないで解決して行くんじやないかというような曙光が見えてゐると私は考えます。が折角の御質問でありまして、只今の状況を申しますならば、イランのほうには現在英米との話も大分進んで来ておるの、石油のほうよりはむしろお米のほうを買つてもらいたい、手持の三万トンの米を買つてくれなければ、場合によつては兩國間の通商關係がどうなるかもわからんという非常に強硬な態度で日本に臨んでおるのであります。これは私どもの邪推かも知れませんが、イランの考え方によれば、あの石油は本當に英米と話がつけば、米国のほうにローヤリテイでも払うということになる際には、ドルはキヤッシュで、現金がもらえる、ドルは世界中どこでも使える、而も安定して一定額がもらえるので、バターの取引なんかを利用するよりもそのほうが確定収入になるといふような考えかどうかその辺私わか

りませんが、とにかく現在においては石油については、それほど、今まではどの熱意を示してないというのが実情であります。が併し石油は何といたしましてイランの重要物産でありますので、而も又若しイランが相当自由なる価格においてこれを処分し得るような話合ひでもつきましたならば、それはカルテルの石油を買うよりもそのほうが安いということも全然期待できないわけでもございませぬし、又イランという一つの市場、而もあの中東における重要なイランでありますからして、この關係をよくするに今後とも努力し、又石油のほうも決して等閑視しておるわけではございませぬが、現在のところはお米の問題が非常に重要な問題になつております。ただ昨年買入れましたときには黄麥米が多くてこの処分非常に食糧のほうでは困難を感じておつたというふうな状態もございまして、現在日本から検査官を派遣いたしまして米をよく調査いたしまして、でき得る限りイランの申出にも応じまして貿易取極めのようなものでもできるなら作つて行きたいというように考へて、折角西山大使もインドからイランのほうへ行かれまして努力せられておるところであります。

○海野三朗君 もう一つ伺ひたいのであります。一昨年東京におきまして第二回の世界仏教徒大会がござりました。参加国およそ二十数カ国、各國の元首、首相からメッセージがたぐさん参りました。その席には私も連なつたのであります。ところが悲しいかな、當時の閣僚誰一人からもメッセージが用ておりません。私はその當時に極東裁判の名判事であるパール博士が帝國ホテルを去るに當つて残して行つた一言が甚だ私は氣にかかつておるのである。何と云うて行つたかといふと、「日本の政治家は宗教ということには無関心なやうですね。」という言葉を残して行つた。私は今日このインドとの通商の關係がおじやんになつたり、いろ／＼なやうな現象は、どこから出て来るのであるかと申しますと、要するに、日本の政治家がいわゆるインド人の本性といふか、いわゆる宗教に立脚した考へが欠けておるといふやうな印象を彼らに与えておるのが根本じやないかといふように私は思ふのであります。でその當時第二回の世界仏教徒大会に参列した各國の偉い人たちが親しく私が山形まで二十数人を案内いたしました話合ひで見たところ、ところが、実に日本人、東洋人と申しますか、びつたり来るものがあるのです。で、今年の十一月には第三回の世界仏教徒大会がビルマで開かれる。この開地本願寺にいろ／＼な各界の人たちが皆参りまして、その席で相當の人たちが行くやうであります。が、そういうふうな方面、つまり民間外交と申すことに對しましては、やはり外務省としてはそういうことに對してはどういうふうな考へを以ていらつしやるのか、その御信念のほどを承わりたい、こう考へるのであります。

○政府委員(小淵繁君) 先年仏教徒大会がござりましたときに政府がどういふ態度をとつたか存じませんが、日本の外交といたしましては宗教の点は決して無視しておるつもりではございませぬ。法皇庁のほうへは日本の公使も派遣いたしておりますし、戦犯問題などにつきましても法皇庁の非常な配慮を得ておることは少くないのであります。が、ただ単にキリスト教、旧教のみならず、イスラム系の各國との關係をどうするか。又インドは仏教じやございませぬが、ヒンズー教とかいふ／＼、そうした宗教の關係についても全然これを没却しておるものではないに、イスラム教の國はこういう人を置かなければならない、そうしてその中心になる國はどの國であるから、そこには是非先ず大使を派遣しなければならぬといふやうな、そうした現実の宗教による國家群といふやうなものについて注意をいたしておるつもりでござい

十一月ビルマで開かれる仏教徒大会についてどうかとおつしやいます。が、これは勿論ビルマという地域へ出て行くのであります。それに對して旅券を云々するといふやうなことはございませぬが、一つ問題がございまして、御承知の通り為替管理の面からでございまして、最近では學者の大会であるとか、或いはスポーツの關係であるとか、海外渡航の費用といふものが相當嵩んで来ておりますので、外貨予算の關係上或いは御希望通りに人を派遣することができないといふやうな問題も起るかと存じますが、外交の面において宗教關係を全然無視するといふやうな考へではなしに、むしろそうした面については十分考慮を払つて、できるだけそうした宗教關係においても日本をよく理解して頂くといふやうな施策をいたしたいと考へております。

○三輪貞治君 先ほど海野委員の質問の、イランの石油問題の質問に對して、政務次官はこれは日ならずしていは解決をされるのではないかと、こゝういふ御発言をされたのですが、それはどういふことですか。外貨予算を政府が割当てることにならうとか、或いはバター貿易を許すことにならうといふ意味ですか。

○政府委員(小淵繁君) これまでの問題は、イランとイギリスとの間にあの石油の問題について紛争があつた、そのためでありまして、外貨予算を削るという面からではなしに、むしろその面から言へば安いのが入つて有利だつたかも知れませぬ。併しイランにおけるあの石油の問題が解決してないから、日本としてはイランからの石油の輸入を抑制したわけでありまして、が併し、今行われておる交渉が成功いたしました、イギリス、アメリカとイラン政府との間に話合ひがつくといふやうになれば、當然これまでの困難といふものが解消するわけでありまして、そうすればイランの持つであろう分け前といふものが別個にあるとすれば、それに対しては是非日本が出遅れをしないやうに話合ひをつけてイランからの石油も買入れたいと、できるだけ多くイランのほうから買入れたいといふやうに考へておるわけでありまして、今の英米との話合ひがつけばそうした困難がなくなるという意味で申した次第でございませぬ。

○三輪貞治君 あなたのおつしやる英米の話合ひがついたから買つたのだ、は、イランから買わなければならぬという理由が非常に薄らいで来るわけだと思ふのです。一体日本の裁判所は去年の五月、六月でしたか、あれはイランの國のものだと、イギリスの言つて

おる盗品ではないということをはつきり裁判で結論を出しておるわけですが、又このイランの石油国有が一九五一年に通過しました。あの法律の中には、明らかにこの賠償の規定がありまして、その損害賠償をするということがはつきりされておるのであります。而も日本に売った金額、或いはイタリヤに売った金額のうちの二五％はすでにイランの国立銀行にその引当として預託をされておる、こういうことがあります。なおイギリス自体も一九五一年の八月三日にあの法律がイランの国会を通過した直後においてイランの国有、石油の国有化を承認をしておる、こういう駐イラン英代理大使の公文書があるわけですが、その後アチソン前國務長官が米人業者のイラン石油買付に反対をしないということを一九五〇年の十二月に声明しております。一体この油はイランのものか、イギリスのものかという問題は、そういう状態から解決をされておるわけですが、而も日本の裁判所は昨年の六月それに対して最終的な決定をしておるわけなんです。何もそれは実際に妨げたわけではないのです。やはり具体的に日本の政府が外貨を割当てなかつた、或いはパーター貿易を許さなかつたというのがその障害になつたのであります。ですからあなたのおつしやる今そういう問題が解決して、若しどういふ形でありませうか、イギリスが四五％、アメリカが五〇％、オランダ、フランス等が五％という割合でイランの石油の販売権を持つという形でその問題が解決して、それとこの買付けをするということになれば、これは又國際カルテルに入つたものを買うのであつて、何らイランから買

わなければならぬという理由は解消してしまふわけですが、だからそれは手遅れであつて、私は今あなたのおつしやつておる日ならずして好転をするであらうということは、政府において外貨の割当をし、パーター貿易を許すという意図ならば、これは今においてもなお且つ多少時間的に少し遅れた感はあるけれども、若しあなたが今おつしやつたような意味におけるイラン石油問題の解決後における買付けであつたならば、これは大して我々がそうとやかく言わなくても当り前のことであつて、何ら非常に安いイランの油を買入れることによつて工業国としての競争国家から燃料を抑えられておる、國際カルテルに頭を抑えられておるという状況を打開することにならないと、こういうふうに見えるわけですが、御所見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(小瀬権吉) 成るほど外貨の割当をしなかつたから、イランから石油が入つて来ておらないわけでありませうが、その外貨の割当をしなかつた元をたせば、法律論から外貨の割当をしなかつたのではなしに、日英交渉というよりなものもございませうし、いろいろ調整しなければならぬ問題もあつて、日本として自制したわけでありませう。今現実の問題としては先ほど申し上げましたように、イランのほうは今石油の問題でなしに、米の問題で大変な要求を日本に出しておるからして、現実問題としてこれを取上げませう場合、この米の問題を解決しなければ、石油の問題に入れないという実情でありますので、目下政府とい

しましても、そのイラン政府が非常に重要視しておる米の問題を如何に解決するかというところで以てこの両国の貿易關係調整、貿易取極めを締結するといふ方向へ進みたいと、でそのためにいろいろ苦慮いたしておる次第でございませう。

○三輪貞治君 今のお話のほうイランは油の問題よりも米の問題を重要視しておるのだ、こういうことですが、これは少し御観測が違つておるというふうに考へる。それはイラン政府が日本政府に対してパーター貿易の懇請をいたしたのに対して何らの回答を政府はしてない。それに対して何らの回答が昨秋の米の問題になつて現われておる。経済断交止むを得ないという強硬な申入をして来ておる。こういうふうになつておるのであつて、やはり根本には石油の問題があるのではないか。又實際にイランの産業上の構造を見てみま

と、油と米は比較にならないほど油が重要であつて、石油は国有化でない前においては財政の約二割ぐらゐをアンダロイニアン会社からの収入によつて賄つておつたように資料では見えるのであります。それを失なつて而もそれが足りない、又イギリスの妨害と申しますか、買つてはならないというふうなことでとめられておるわけでありませうから、この油を売りたいといふことは、これは米どころじやなくて、もつと大きな根本的なイランの要請であると思ふ。それに対して油のパーターその他日本の政府に対して懇請したのに対して何らの回答をしないので、そういうふうな米の問題について経済断交の用意があるような公表をされたのであつて、やはり根本は恐らく

油の問題である。こういうふうな考えでおるわけでありませうが、如何ですか。

○政府委員(小瀬権吉) そういうふうにお考えになるのは誠に御尤もでございませうが、現実の状態は実はそうではないといふことがございませう。これは油について日本から思ひ切つた申出をしなかつたからといふのでなしに、向うの内政上の關係もございまして、現在においては米のことが最も重要で、これは決して今御想像になるような關係ではないといふことを西山大使からの電報で私も承知しておるのであります。

油のほうは、これは私のほうは進んだ推測かも知れませうけれども、先ほどこら何處か申しますように、相当向うとも話が進んでおるので、イランで独断的にいろいろなコメントをしたくないといふような問題もあるようでありませう。とにかく現在のところは決して、油を買わないから、それじや米を買えと言つて来るのじやなしに、米そのものに対して政府が手持しておるようでありまして、この点に非常に今のイランの政府は重要点を置いておるようでございませう。

○三輪貞治君 それでは外務省のキャッチされておるイランの売りたいといふ米の量は幾らくらいですか。

○政府委員(小瀬権吉) 三万トンであります。

○海野三郎君 ちよつとも一つお伺いしておきたいのですが、私はよくわからなからいから伺うのですが、今年の十一月の第三回仏教徒大会には、数百名も日本から各方面の人が行くようなんです。そういう際に、金を持つておつ

たつて外貨がなければ駄目だと、そういう場合が出て来るかも知れないので、そういうときには何か日本の船でも行けばいいんじゃないですか。こちらからたくさんの方がビルマに行きたい。行けば、向うで宿泊料というやうなもの全部負担してくれるのです。往復の旅費さえ個人が持てばいいんです。そういう際には、つまり外貨に無關係で行かれませんか。

○政府委員(小瀬権吉) これは勿論外務省の問題ではございませうけれども、普通の船であれば、日本の船であります。現実はは四で払いますけれども、外貨申請をいたしまして、この外貨の許可を得なければ日本の飛行機に乗れないやうになつておる。これはさもありませうが外人でも乗せたであらうと思はれるものでありますから、外に出るものについては外貨の許可を得なければならぬということになつておる。併し、特別仕立のものなかで特別の取計らいができるかどうか、その点は大蔵省の係官でも参りましたときに御相談になれば、そういう方法もあるかも知れませんが、一応そういうことでございませう。

○三輪貞治君 それからさつきちよつと話しましたが、ビルマのタキン・サニン氏が来たときに、一月三十日だつたか、三十一日だつたか、外務省に訪問しておるはずですが、御存じですか。

○政府委員(小瀬権吉) ちよつと今係りが来ておりませうので、私詳しいことは存じませう。

○三輪貞治君 なぜ聞くかといふと、結論として、彼は非常に怒つて外務省

から出て来たのです。總領事館の誰かと行つたと思うのですが、非常に怒つて出て来ました。実は私はその案内をしておつたのですから……。私は行かなかつたのですが、それで次の約束をしておりまして、ところが、彼は次の会合の時間を断つて来ました。なぜかと聞きましたところ、とにかく日本政府は自分から小国であるために非常に態度が横柄であると言ふのです。それで自分から總領事館を存続するかどうかについて重大な決意をしなければならん、今夜それで緊急の会議をする、これは向うが言つたのですが、そういうことでどうも私の会合を断つられてしまいました。この前にILOの代表が来たときにもそういう不満があつた。政府のほうから誰か向うに行つておりました、その飛行機から降りて来たときに、挨拶だけして自動車ですつと行つてしまつた。あと途方に暮れているのを誰かが連れて歸つたそうです。そういう冷淡な取扱をしておるのではないかと。それは非常に上級の人ではないと思うのですが、下のほうでそういう印象を与えておるとするならば、これは大変なことだと思ふ。幾ら経済力からいつても小さい問題にならぬ国でありまして、やはり一國の政府を代表し、或いは外交当局の責任者として来る場合に、これは色も黒く、人相も余りよくないし、まあかつぷくも余りよくない、確かに日本人から見ると、うす汚いと言つては語弊がありますが、とにかく貧弱なあれであつても、それはやはり大切に國のお客さんとして取扱わなければならぬと思ふのです。私は若しそういうことがなければいいと思うのですが、実は私

は彼が非常に怒つておるのに實際直面しまして、その人を調べてもつと糾弾したいと思つたくらいなんです。そういうことがないようになつてくつてもらいたいと思ひます。

ますれば、これはだん／＼縁が遠くなるので、折角今うまく軌道にもとまかきも乗りかけて、何ぼか入つて来たのですから、この縁を繋いでおく必要があるのではないかと。今黄変米、米のことについて非常に御心配があるのですが、米の問題を解決されることには、これは当然努力をしておられるので、結構だと思ひますが、米の問題と共に油の問題も少しも解決することに努力するといふことが、より以上私はプラスになるし、將來のためにも非常に必要なことではないかと思ふ。殊に日本の燃料政策の上から見て、このチャンスはどうもイギリスに對する気がねの余りに逸するといふことは、どうかと思ふのです。そう大量に入るわけではないので、繋ぎだけはしておき必要があるのではないかと。思ひます。そういう御努力を私はお願ひしておきたいと思ふのです、この点はどうか。

いうのは決してしないのです。感情上しないといふことじやなしに、損得の問題ですね。実にクリヤーなものですね。それでありますから、日本の外交におきまして、イギリスに影響するといかないからといふような苦勞は、さう／＼お持ちになる必要はないと私は思ふのです。損をする場合であれば弊履のごとく捨てるのですから、実にあの人は頭が数学的にできておられます。もう義理で日本からとるのだと、そういう考えは毛頭ないのです。儲かるとなるとどこまでもつけあがつて来るのが、あのアングロサクソン人の性格でありますから、私はさういふふうな国民性をよく考慮に入れてやつて頂かんと困るのではないかと。いふに切実に思ひます。頭が実にクリヤーなものです。でありますから、イギリスに對して遠慮であるとかいふようなことは、私は杞憂に過ぎないと思ふ。あの人はたゞはさういふことをどこでもやつておられます。どうかさういふふうにお願ひしたいと思つておるわけでありませう。

ております問題でございますので、これらの点につきましても御説明をお願いいたします。

○説明員(牛場信彦君) 外貨の事情は、先ほど東条大蔵省為替局長のほうから御説明があつたと思ひますが、まあ大体におきましてこの三月末で終ります年度において二億ドル前後の赤字が出るという状況でありまして、更に食糧の緊急輸入もまだ全部済んでおりませんから、来年度におきましても、それを含めて見ますと、赤字の出る虞れが相当あるといふような状況であります。他方又保有のドルも、大体今月末には相当低いところまで行くのではないかと。勿論まだ最低保有量からは余裕があるのでありますが、よほど注意をして行かないといけませんという状況になつておることは、御承知の通りであります。

そこで、只今のお話の割当方法などについてどういふふうにかゝるかと。いふことではあります、これは現実に今度の四期の外貨予算を編成するに當りまして、まだ私も検討しておるつもりであります。結論が出ておるわけではないのでありますが、まあ原則としては、できるだけ必要な原材料の輸入を確保すると、そして實際にその原材料が必要な産業のほうに向いて行くようにしたいといふこと、これは申すまでもない第一の方針であります。それからその次に割当の外貨については基準を立てにくいものにつきましては依然として自動承認制を存続したい。併しながらこれが相当程度思惑の対象になつたといふような懸念もあつたので、自動承認制による輸入については或る程度輸入の条件を厳密に

は彼が非常に怒つておるのに實際直面しまして、その人を調べてもつと糾弾したいと思つたくらいなんです。そういうことがないようになつてくつてもらいたいと思ひます。

○政府委員(小瀬権吉君) 若しそういうことがありまして、非常に遺憾でございますが、外務省といたしましては、小国とか大國とかいふことを考へて対応する意思は毛頭ございせん。殊にビルマのごときは、日本と貿易取極めでもできましたし、ビルマにおきましては、特恵関税といふものをかけまして、日本の地位といふものが非常によくなつておりますので、さうした面は十分過ちのないように注意いたしたいと思ひます。若しそういうことがあつたとすれば、今後十分さうしたことのないうちに注意を喚起するつもりでございます。

ちよつと速記をやめて下さい。

○委員長(中川以良君) 速記をとめて。

○委員長(中川以良君) 速記を始めて。

私最後に一点伺ひたいのですが、さつきからイランの問題が出たのですが、昨日も牛場局長からもこの問題のお話を伺つたのですが、現在じきに英米とイランとの間の交渉がまとまるから、暫らくすれば日本が自由に買えるようになるといふお話であります。が、それがまとまるまでは、先般の日英会談において、これは文書としては残してないけれども、そういう約束をしてゐるのだといふ牛場局長のお話もあつたのですが、日本としてはこれが早くまとまればいいけれども、長引き

○委員長(中川以良君) 速記を始めて。

○政府委員(小瀬権吉君) ちよつと速記をとめて頂きたいと思ひます。

○委員長(中川以良君) 速記をとめて。

○委員長(中川以良君) それでは次に牛場通商局長より、最近の外貨の割当制度の問題につきまして、特に只今外貨節約の折柄この割当制度がいろいろと變つて来ておりますので、なお今後新しい構想等いろいろと伝えられておりますので、こゝから面につきまして、現状並びに今後の政府の意圖を承わりたいと思ひます。なおこれに關連をいたしまして貿易金融の問題、特に輸入決済手形並びにスタンプ手形などの問題につきまして、最近いろいろと論議をされておまして、我が國の産業界においては非常なる関心を持つ

いたたいというふうに考えております。更に釐沢品の輸入を削れという声が非常に強いのでありまして、又事実若し釐沢品が入つておるとすればこれは成るべく削りたいというふうに考えておりますが、通商協定などの關係で買わなければならぬものが若干ありまして、これは只今の日本からの輸出が相当部分までいわゆる不要不急品と申してはちよつと言葉が過ぎますが、消費資材が多いという現状におきまして或る程度日本品を買わせるためにはこちらでも日本から見て不要不急に近いようなものを買わなければならぬ事情があることはこれは御了承願わなければならぬと、こう思うのであります。

現在の外貨予算の立て方は、これは申すまでもなく縦割といたしましてはドル、ポンド、それからオープン勘定、三つに分けて、そのオープン勘定を更に勘定別に分けておるわけでありす。この区別は依然として存続することになると思います。ただ近頃ポンドが非常に少くなりまして、むしろドル輸入よりもポンド輸入を抑えなければならんというような状況が起る場合がしばしばあつたわけでありす。それでは外貨予算上このドルとポンドとの区別というものは余り意味がないので、これを撤廃して、或いは相当程度まで撤廃してどちらからでも買えるようにしたらどうかというような議論もあるのですが、これはやはり現状におきましてはまだ行過ぎであらうと思ひます。ポンドがコンバーティブルになつておらないのでありますから、やはりこれは区別はして行かなければならないであらう。併し若干の品

目につきましては或いはそういうやうなこともやることも考えてもいいのじやないか。これは非常に小さいものでありますが、いわゆる整沢品に属するものであります。が、ウイスキーの輸入などはこればドルとポンドと同様にやるといふことに四一九の予算からそういうことにいたしたいと思つております。オーブン 勘定は従来の例によつて参ることになると思います。

それから検査のほうはこれは大體に
おきまして外貨割当制によるものと、
それから自動承認制によるもの、この
二つが大きな区別であります。そのほ
かに更に雜輸入でありますとか、それ
から仲介貿易或いは求償物資というよ
うな區別があるわけであります。大部
分のところ現在原材料の輸入は割当制
によつて行われているわけでありま
す。そしてこの割当をどういう基準で
どこに当てるかということにつきまし
て非常に最近各方面に關心が持たれま
して、私も現在の制度が決して一
番いいものであるとは思つておらない
のであります。遺憾ながら外貨の量
も十分とは言いがたく、且つ業界の終
戦後非常に細分化されたという状況が
まだ直つておらない、殊にそれが輸入
業者の面において甚だしいという現状
におきましては、これはやはり主要部
分をメーカーに割当てる、直接その原
料を使うメーカーに割当てるというこ

にする考え方で来たのでありますが、これが設備拡張を招くという非難がございまして、現在においては割当の面では綿花におきましても羊毛におきましても設備を新たに殖やしたものに就いては割当をしないということになっておるのであります。いつからそういうことになりましたか、私ちよつとはつきり只今いたしません、現在ではそういうことになっております。

それからもう一つ、輸出用の原材料につきまして特にこれを確保するといふ趣旨から輸出したもののつてはそれに必要な原材料はリンクした恰好において割当てるといふやり方をやつておりました、これは一面におきまして二重価格を生む原因とはなつておりますが、併し国内の只今の物価高の現状で輸出を伸ばして行くためにはどうしてもこれは必要止むを得ない措置であります、今回の四一九子算におきましても国内の物価の騰勢がやみ、延いては物価が下るといふ状況になりまして輸出が楽になるまでの間はむしろこのリンク制というものは或る面においては拡大する必要があるのではないかと、かといふふうに考えております。決していいとは思つておりませんが、現状においては止むを得ないという状況であります。現在リンク制をやつておりますのは棉花と羊毛とそれからバルブであります。

沢である限りにおいては一番普通の輸入方法でありまして、政府としては何らの制肘を加えない、一定の限度まででは業界のメーカーであろうと輸入会社であろうと自由にその銀行に行つて円を払えば買えるということになつておりまして、一番ノルマルな輸入方法でございまして、従いまして外貨の手持が十分である限り成るべくこれを育て上げて行くことが当然であります。

現状は先ほどもちよつと申しましたように却つてこれが思惑を誘發する、そのためにいわゆる我々の考へております外貨予算上の限度が早く来てしまひまして途中でストップしなきやならなくなる、それを見越して更に思惑が殺到する、そしてストップされたために商売が一時中断してその後の買付けに不便を感ずるというような状況も起つて参りますので、四一九の予算におきましては勿論この制度は存続いたします。殊にポンド地域からの輸入につきましては一昨日も御説明申し上げました通りこちらが約束しておる点もございしますので、その通りにいたすつもりであります。輸入の条件につきましては或る程度の規制を加へまして、例えば輸入する際にはこの輸入を必ず実行するという保証のために担保金を積ましておるのであります。この比率を二割程度まで上げて而も銀行の保証状ではなくて現金で積ませるようにしよ

非常にまあ細かい物資が多いのであります。が、ものに対して一定の枠を与えておきまして、一々これは通産省におきまして申請を審査して許可いたしておるのであります。このうちには昨年の上半期頃までは相当いわゆる贅沢品と目されるものもあつたのであります。が、昨年の十月から今年の三月に至ります予算におきましてこれらのものは全部排除いたしまして、現在では贅沢

品と申すものは私どもの感じから申しまして、まして残つておらないように見ております。

それからその雜輸入とちよつと形を変えたものが例の特別外貨割當制度による輸入でありまして、これは輸出に對して只今一〇%の特別外貨割當をする權利を与えております。その權利によつてこれは特に許された品物を輸入ができる。この品物につきましては品目表がございまして、その表以外は買えないことになつておりますが、その品目につきましては一々通商省の許可は必要としますけれども、この特別外貨割當資金を持つて買ふことができるという制度でございまして、これはいわゆる優先外貨と言われておつたものの名前を変えたものであります。これにつきましてはまあ國際通貨基金等におきまして相當非難がありまして、世界各國に對して大体においてこういう制度は早くやめろということを勧告して

それから又その輸入品は主として輸出用の原材料に限る、そしてこの制度の趣旨は飽くまで外貨割当の一つの方法であつて、外貨割当の簡便化を行うのであるという趣旨で行きたいというふうに考へております。

それからそれ以外に予算の、予算と申しましてこれは勿論国の予算と違ひまして、非常に制度その他はそのときどきの都合によつて或る程度の変更はいたしておるわけでありすが、最近相当力を入れて行かなくやいけないじやないかと思つておりますのは加工貿易用の原材料の輸入であります。これは保税制度を活用いたしまして保税地域において原料を確保して再輸出する。例えば小麦を入れたまして小麦粉にして朝鮮とか台湾とかへ輸出するといふような貿易、これは現在日本の物価がどういふふうになつております際には大いに活用して然るべき制度であります。これによつて国内の物価を下げる一つの誘因にもなるんじゃないかといふふうに考へております。

それから更に仲介貿易、つまりいわゆる第三国貿易でありまして、日本の港に荷物が来ないで、併し決済は日本を通じて行われる、そして支払と受取とを比べて見れば受取のほうが多いといふ形の貿易、これは戦前御承知の通り三井物産などには大いにやつておりました。むしろこの第三国貿易によつてい利益を得ていたという状況であります。現に日本の外貨が非常に窮乏になつて参りましたために思ふように行かないのであります。これにつきましても十分信用のある銀行商社によつては或る程度自由に働かざるやうに予算も計上して参りたいといふふうに考へております。

それからそのほかにバーターの予算なども、これは主として中近東、只今しばしば問題になつてゐるイランでありますとか、トルコといふような国、これは通商協定でもできればバーターをする必要もなくなると思ひますが、現状ではバーターで行かないとお互いに支払が困難であるといふこともあります。そういうようなものも必要なる程度に認めて参りたいといふふうに考へております。

大抵私ちよつと割当制度といふお話を頭に浮びましたのは以上のような点でございますが、なお御質問に應じて答弁したいと思ひます。

○加藤正人君 今承りますと割当制度といふものは現行の制度のやり方を大体においてそのまま継続されるというふうなお話でありすが、そう承知していいわけですか。

○説明員(牛場信彦君) 大体においてそういうことになると思ひます。

○加藤正人君 そうすると過日來問題になつておりました、これは特に通産省の通商局のお考えのようであつたが、貿易商社の強化策、これはもう我々紡績業者などには、我々と言つちや悪いかも知れませんが、紡績業者などには唇齒輔車の関係であるから、自分のところで作る製品を海外に輸出する機関、これが弱体化することを希うものは誰もないので、これを強化することは非常に歓迎するのであります。現在の段階においては彼らの強化は金融その他の面で便宜を図るといふことが適切なんであつて、外貨の割当などをするとそこいら／＼な弊害が伴うといふことで紡績業者などは反対の意思を表明しておつたわけでありま

す。こういうふうな外貨事情が窮乏になればなるほど外貨の経済的な利用といふものが特に要請される。思惑輸入阻止の手段といふものが必要になつて来るのであります。外貨を商社強化の手段方法として商社に割当制度を拡張するといふことはまさにこの趣旨に反すると思ふのであります。この点は今後ともやはりそういう御方針で進まれるのであります。今までの制度でやはりこの際は置いておこうといふお考えでありますか、それを伺ひます。

○説明員(牛場信彦君) この問題はまだ私どもの局内におきましても、或いは勿論省内におきましてもはつきりした結論を出しておらない問題でございます。これは個人的に申し上げますれば、先ほどちよつと申しました通り現在のうちに殆んど全部メーカーの設備なんかをそういうものに割当てるという制度は必ずしも理想的なものとは思つておらないのであります。貿易商社がもつと強力になつて一部はそちらのほうへ金を割当てたほうが有利な買付けができるというふうな状況になることを非常に希望しておるわけでありすが、勿論現在の貿易商社の状況はなかなかすべての貿易商社がそういう状況でないことはもう申すまでもないことではあります。更にこれを強化する方策が明示の通りほかにいろいろあるわけでありまして、いろいろな点を考へ併せまして更によく研究いたして見たいといふふうに考へておる次第であります。

○加藤正人君 この外貨割当といふやうな問題は、要するにこの際輸入、国際収支の関係を調整するために外貨を支払を成るべくチェックするといふ考

えに出て来たものであります。この政策を実現するためには一連のこれに伴つて行くいろいろな政策が併用される必要があるといふことから、割当制度並びに輸入金融の引締といふようになり、又国内金融も現に引締がだんだんその度を増しておるやうなわけでありすが、その上に最近又スタンプ手形の全廃、もうすでにスタンプ手形などは紡績業者などは三カ月のものが二カ月にされて現に非常に窮乏になつておるわけでありすが、それが更に全廃されるというふうなことになるやうな御考慮して頂かんと重大な問題じやないかと思ひます。もとより現在の日本経済の大きな要請から申しますれば現状以上の金融引締が行われることも又止むを得んと思ふのであります。併しながらかかりに実情に適應したむしろこれを無視した方法でこれが行われるやうなことは飽くまでも避けらるべきであつて、特にスタンプ手形制度の廃止といふものが単に例えば紡績のごとき立場からでなく、綿業全体、延いてはこれに連なる繊維業者全体、むしろそういう意味からして国家全体として本来の趣旨、即ち外貨の減少を防止して輸出を振興するといふ趣旨に逆行するやうな結果を招くやうになると思われるのであります。即ち輸入金融が引締められるとすれば、それだけ、例えば一例を紡績にとれば紡績のこれに関する負担が増加して来る、今までの金融が更に窮乏になる、その負担が増加するといふわけでありすが、この場合スタンプ手形という調達の手段として行なつておつたものを奪われると、結局何らかの形でその

しわが今局長の言われたやうな輸出商社を強化しようとしておる輸出商社への取立を厳しく紡績が背に腹は代えられないといふ意味ですることに自然なるのであります。例えば紡績十社の商社への売掛金の受取手形の残は現在百七十億もある。この紡績が非常に今度スタンプ手形の全廃などで負担が増加するといふことはすぐそれが商社の取立を急にするといふことになる、商社はますます弱体化されるばかりでなく、到底その事業を継続して行けないやうな結果になります。影響は単に商社にとどまらない。商社によつて業を立てておる幾多の諸々の中小企業にその害が波及するといふやうなことになるやうです。これは全く大變な日本経済全体に及ぼす影響になるのです。このやうな実情を無視してスタンプ手形の廃止を行うことは全くこれは私は考えもんであると思ひます。輸入金融が引締められて、従つてメーカーにその負担がかかるやうなときに、同時にスタンプ手形といふメーカーの調達手段を廃止するといふことは、趣旨として全くその逆に輸出金融の圧迫となるやうなことが明らかです。とにかく日本全体の予算が一兆円という緊縮予算でありますから、この基本線に沿つて外貨割当、或いは金融引締、輸入の阻止といふやうなことはこの際何らかの程度においてはやらなくちゃならんと思ふのであります。それは漸進的に持つて行くことが必要であると思ふ。新聞の論評などを見ましても国内金融の措置にとどめて輸入はむしろ自由にしておくくらいなほうがいいのじやないか。要するに余り計数の上の研究にのみとどまつて、それから起つて

えに出て来たものであります。この政策を実現するためには一連のこれに伴つて行くいろいろな政策が併用される必要があるといふことから、割当制度並びに輸入金融の引締といふようになり、又国内金融も現に引締がだんだんその度を増しておるやうなわけでありすが、その上に最近又スタンプ手形の全廃、もうすでにスタンプ手形などは紡績業者などは三カ月のものが二カ月にされて現に非常に窮乏になつておるわけでありすが、それが更に全廃されるというふうなことになるやうな御考慮して頂かんと重大な問題じやないかと思ひます。もとより現在の日本経済の大きな要請から申しますれば現状以上の金融引締が行われることも又止むを得んと思ふのであります。併しながらかかりに実情に適應したむしろこれを無視した方法でこれが行われるやうなことは飽くまでも避けらるべきであつて、特にスタンプ手形制度の廃止といふものが単に例えば紡績のごとき立場からでなく、綿業全体、延いてはこれに連なる繊維業者全体、むしろそういう意味からして国家全体として本来の趣旨、即ち外貨の減少を防止して輸出を振興するといふ趣旨に逆行するやうな結果を招くやうになると思われるのであります。即ち輸入金融が引締められるとすれば、それだけ、例えば一例を紡績にとれば紡績のこれに関する負担が増加して来る、今までの金融が更に窮乏になる、その負担が増加するといふわけでありすが、この場合スタンプ手形という調達の手段として行なつておつたものを奪われると、結局何らかの形でその

来るいろ／＼な経験から見てもどうかと思われよう。急進的にこの際行かうことは、全く角を矯めて牛を殺すような結果になるのじやなからうかと思ふのでありまして、スタンパ手形廃止ということは昨日も局長に伺つたのでありますが、どうも震源が通商局であつたがそうでないという話でしたから、それであれば結構ですが、どうぞこの点を十分に御配慮をお願いいたします。

○説明員(牛場信彦君) 只今おつしやいました通り私も一番心配してあります。輸入金融を締めたいわが商社のほうに行つて折角立直りかけたところが又がた／＼になるということでありまして、まあ紡績各社のごときは非常に強力なものでありますから、如何に締めたいわが商社にあらうと、如何に縮めたいわが商社にあらうと思ふが、しわが商社のほうに寄るのが非常に困るものでありますから、そういう点は一つ日銀、大蔵省ともよく話し合ひまして決して行過ぎにならないように資金量の測定なども正確に行なつて漸次引締を行なつて行くというような方向に行きたいと考えておる次第であります。ただ現在の日本の状況では輸入金融引締をやらない限りは輸入の絶対量を削らなければならぬ、どつちかからなければならぬという状況になつてゐる面が相当ありまして、私も国内の措置を二義的に考へて外貨の面だけを絞るということは全く本末転倒であつて、どうしても国内の態勢を立てるといふことが先であるといふことを考へてゐるのであります。その一環としてどうしても輸入金融の引締といふことが起つて来るを得ないのであ

ります。失礼であります。現在日本で行なつておりますような、いわゆる輸入貿易という制度はこれは非常に世界的に異例なことでありまして、輸入だけに特に安い金利で出しているといふことは、全く現在国内金融でありますので、そういう面から申してもこの際或る程度の引締は止むを得ないのじやないか。その半面輸出に対しては現在以上になるというふうな措置を考えたと思つております。これは日銀当局とも話し合ひましてこの案を今折角研究しております。例えば只今御審議願つております輸出信用保険、あれにかかつたようなものは更に現在以上に輸出金融の面において優遇してもらつていようなどこともやりまして、輸出のほうに輸入金融引締の災いが及ばないよう、災いと申すことは言葉は少し行き過ぎになるかも知れないが、何らの影響も及ばないようになつて行きたいといふふうに考へてゐる次第であります。

○海野三郎君 外貨割当で、スクラップのほうに對してはどのくらい外貨は割当てられるのですか。
○説明員(牛場信彦君) 鉄のスクラップのことと存じますが、これは只今のところ自動承認制ということになつておりまして、特別の枠を設けるわけでもないのです。ただ実際に必要としましては非常に進みまして必要以上に買つたようだ、相当思惑もあるという観測が行われるに至りましたので今のところはストップいたしましたのであります。四月からはスターリング地域については少くとも再開して、但し先ほど申しましたように輸入の条件は或る程度締めたいといふようにいたしたいと考へております。

○海野三郎君 今日日本の鉄は世界の市場に比べて高い、従つて売行きが悪い。金は開銀から融資してもらつてゐる。ところがそれにおのずから限度があつて、結局この製鉄方面の融資というものは市中銀行にしか寄せになつて来る。その結果が中小企業にのほへも当然響いて来ているわけでありまして、重要な産業としてはこの製鉄方面に對する融資とかそういう方面の見地からして通産当局はどういうふうに考へてゐるのでございましょうか。その辺の御見解を一つ伺いたいと思ひます。

○説明員(牛場信彦君) これは実は重工業局及び企業局のほうで所管いたしております。私ちよつと答えかねますので、又この次の機会に重工業局長からでもお答え申上げたらいと思ひますが……
○海野三郎君 この鉄のほう、即ち輸出は今殆んどとまつてゐるのであります。か、どうなんですか。
○説明員(牛場信彦君) 鋼材の輸出は現在非常に困難になつてゐることは事実であります。これは何と申しまして、世界的に生産がやや過剰気味になつておるといふやうな状況で困難になつておることは事実であります。最近できましたアルゼンチンとの通商協定におきまして、例えば羊毛とコンピネーション取引において鋼材も売込むことも考へておりました。それから更に東南アジア地域におきましては運賃の関係もありまして競争できる余地もございまして、決して全部とまつておるといふ状況ではありませぬ。本年もできれば七、八十万トン乃至百万トンくらいは鋼材は輸出したいといふふうに考へております。

○海野三郎君 やはり中共に對しては、今の政府ではとても中共に鋼材を輸出するといふことはできないわけですか。
○説明員(牛場信彦君) 鋼材の中共輸出は國際的な話合ひによりまして只今各国ともとめておるわけでありまして、併し亜鉛、鉄板などにつきましては特別に輸出できるやうなふうにはできないかといふことをしよつちゅう私も列國に對して持出しておりました。何かの機会には是非実現したい。見返りに非常に重要な原材料を中共から取れるといふやうな場合には、特別に一つ輸出を認めるやうにしたいといふことを積極的に働きかけておる状況でございます。従ひまして今後ともその努力は十分続けて参りたいと思ひます。

○海野三郎君 この場合の関税は今年の三月三十一日までかけないといふことになつておるのでしょうか。それはつまり通商当局からの要望によつて大蔵省ではそういうふうなきめたわけですか。
○説明員(牛場信彦君) まあ大蔵省と協議した結果そういうふうにしたらよからうといふことで閣会の御承認を願うといふことになつておると思ひます。

○海野三郎君 砂糖なんかは一割二分の関税をかけており、又消費税といふものは一〇〇%以上にかけておる。ところが石油類については関税をかけていないといふのはどうも常識から考へても甚だ納得が行かないように思ふのであります。通商局長としてはどういふふうにお考へになつていらつしやいますか。
○説明員(牛場信彦君) 石油は何と申しても非常に重要な動力源でございます。現在まだ日本の石炭、電力その他十分立直つておらなくて動力資材も足りないし、又割合に高くつくといふやうな場合には必要な面のみにおいて石油を使う限りにおいてできるだけ安く使えるやうにするのがいいんじやないかといふふうには考へております。

○海野三郎君 そういたしますと、この国内資源の石油を開発するとか、そういう方面から考へると安い石油をどんどん入れておられたのはどうも天然資源の開発という見地から見ると、矛盾をしておるやうに思ひます。関税をどれだけあるかと思つて調べたら二、三年前、つまりガリオアのあの期限が切れた二、六年から二、七年、二、八年とこの間の関税を漸次して見ると、約百六十億ばかりの税金になつておる。それでその百六十億の税金をかけないでやつておるわけですが、どうもそういう点を考へると、砂糖なんかは一、二割もかけておるにもかかわらず石油のほうはかけない。これは原料であるからという見地からではどうか。一体どういふものなんですか。あなたの知つておられる範囲で一つお話を願ひたいと思ひます。

御所信を私は承わりたいと思つております。

○説明員(牛場信彦君) 私個人は現状においては無税のほうがいいんじゃないかと考えております。

○海野三朗君 砂糖に二割二分もかけておるのです。石油のほうは一割もかけないというところは不公平じゃないかと私は考えるのです。砂糖は皆各個人が必要欠くべからざるものである。石油も必要欠くべからざるものでありまして、それをもつと必要であるところの砂糖のほうは一割二分もかけて、石油のほうは無税にやつておるといふことはどうも私は常識から考えても納得の行かないのですが、通商局長としてどういふふうにお考えになつておるか、そこを率直に私はあなたのお考えを承わりたいと思つたのです。

○説明員(牛場信彦君) 理窟を申し上げますと、砂糖は完全なる消費物でありまして、これを原料に使つて、それからほかの物を製造するという性質のものではないと私は思ふ。一割二分の課税は勿論できれば取らないほうがいいでしょうけれども、幾分財政取入の意味もあつて恐らく課税することになつておるのだと存じます。石油とはその意味において大分性質が違ふのではないかと私は思ふ。

○海野三朗君 重ねて伺いますが、石油のほうに原料であるからというふうにお考えでありますが、こういう税のあり方は正しいとお考えですか、どうですか、その点を私は伺いたい。

○説明員(牛場信彦君) 現在の日本の関税の立て方は、大体所管は大蔵省のほうでございますが、大体におきまして原材料的なものは成るべく低くし

て、消費的のものについては或る程度税を取ることにはいたしてあります。

○海野三朗君 正しいならば今年までと切つてやる必要はない。正しいものならば絶対にかけた方がいい。これを年々引延ばして来ておる。こういうふうなところに何か釈然たさざるものがあると考えられるのでありますが、あなたはどういふふうにお考えになるか承わりたい。

○説明員(牛場信彦君) これは暫定的に免税しておることはお示しの通りであります。例へば石炭の合理化が進みまして石炭が非常に安くなり、或いは電力の開発が済みまして電力も豊富になり、更に国内の石油も増産ができるというような状況になつて参りますれば石油の需要もそうなくなるかも知れません。そのときには、税率表では一割五分程度になつておりますので、その程度かけても産業的には影響は少いということになる場合が考えられるわけでありまして、やはり暫定的に免税して行くというやり方はすべての点から見て正しいのじゃないかと思ひます。

○海野三朗君 今日日本の国内の石油を開発しなければならぬという段階に當つて、或る程度の税金をかけておくということは大局的見地から見て誤りではないと、私は考えるのです。それは税金をかけないで安いものを使わせることはいいことはいいのですが、それでは国内の石油開発に対しては反対の方向に動いておるのじゃないかというところが一つと、それから一年々関税を免除して今年まで来た。ところが、その今年まで来たガリオアの資金

が、その今年まで来たガリオアの資金関係が脱却されてからここに三年、三年の間における関税を勘定して見ると、約百六十億という金が取れる。それを取らないでここまでやつて来ておるのは、非常におかしいことだと私は考えざるを得ない。常識のある人ならば納得が行かないと考えるわけでありまして、それを私が局長に率直に御意見を伺つたわけなんです。

○委員(中川良長君) 今の問題は、ちよつと局長御答弁にお困りのようです。すから、いづれ大臣の御出席の際にでも御質疑願ひます。

○海野三朗君 それ以上局長としてはおつしやれない立場でしようから、この質問は保留をいたしまして、質問は本日はこれでやめておきます。

○豊田雅孝君 今度の予算の説明その他から見ますと、輸出振興第一主義ということを頻りに言つておられるのですが、これはさだめし通商局じや新しい輸出振興方策というものを相当考へてもおられるであらうと思ふのですが、その点について、従来の方策じやなく、一つこれで行くのだという、御研究の段階でもいひのでありますけれども、承わりたいと思ひます。

○説明員(牛場信彦君) 私からこういうことを申し上げるまでもないことでございまして、輸出振興策につきましては、これだけやれば必ず効果があると思つて、又これだけで十分なんだというふうな方法がなか／＼ないわけでありまして。結局いろいろ手段を併用して行かなければならぬと考えるのであります。今回は、只今御審議願つております予算に、貿易振興所、それから重機械相談室、海外見本市、そういう

ようなものにつぎましては、緊縮予算にもかかわりませず、或る程度の増額が見込まれておる次第でありまして、これらは私ども一つ大いに活用いたしまして成果を挙げたいというふうな考えでおるものであります。殊に貿易振興所は、これはニューヨークでもすぐ開所される運びになつております。来年度は更にサンフランシスコか、或いは他にもう一カ所アメリカ内

において開きまして、十分にこれが運営に力を用いければ、必ず効果が挙るものと考えます。と申しますのは、現在ニューヨークあたりには相当たくさん日本の商社が出ておられますが、大體において輸入のほうに専念しておられる。これは利益、人手などの関係上止むを得ないものと思ひますが、輸出を一生懸命やつておられるかたは非常に少い。どうしてもこれは政府の或る程度テコを入れまして宣伝する必要がある。そして、現在いわゆる東洋趣味、日本趣味というふうなものが起つて来ておる際でありますから、貿易振興所の開設は、手前味噌でございまして、非常に便宜を得たものであつて、必ずこれは相当の成果を挙げられるものと期待しておる次第でございまして、それから見本市なども、この効果は、私も昨年から今年にかけまして海外へ参つて、ほう／＼で出かけたわけでありまして、想像以上に大きい効果をあげます。一つは海外に日本の品物を出品するということが、それからもう一つは、国内で以て見本市を開いて、外国のバイヤーを呼び、且つ出品を招くということでございます。これは今年四月に大阪で見本市が開かれます。海外に對しまして、昨年以上に十分

出品の内容その他方法を考慮いたしまして効果ある出品をいたしたいというふうな考えであります。大阪の見本市は、非常に盛況というか、まあ景気はいいのでありまして、むしろホテルが足りなくて困りはしないかという嬉しいほうの悲鳴が上つておるといふふうな状況であります。これは是非成功させたいと思つておるような次第でございまして、それから、いつでも問題になります。輸出の金融であります。これは先ほどもちよつと申しましたが、更に大蔵省あたりとよく打合せまして、現在以上に修遇されるようにいたしたいと考えております。

それから又、ややこれは確道でありますけれども、輸出入のリンク制度、つまり輸出製品に對して原料をリンク輸入するというやり方でございますが、これは日本の国内の事情が好転いたしますまでは、やはり或る程度現状以上に強化して行く必要があるのではないかと、これはもう輸出奨励策というふうな名には値しないかと思ひますが、止むを得ないところではないかと考えております。

又最近では、輸入品の利益で以て輸出の損をカバーするような考え方が相当ありまして、現に或る程度行なつておることは御承知の通りであります。併しこれは、貿易の正道から申しますれば、非常に危い措置でありまして、一日も早くそういうことをしないで済むような状況に持つて行かなければならぬと考慮しております。大体まあ世界の大勢は、だん／＼管理貿易を離れて自由貿易に移らうという際でありまして、そのためにいろいろ作戦を各々が

出品の内容その他方法を考慮いたしまして効果ある出品をいたしたいというふうな考えであります。大阪の見本市は、非常に盛況というか、まあ景気はいいのでありまして、むしろホテルが足りなくて困りはしないかという嬉しいほうの悲鳴が上つておるといふふうな状況であります。これは是非成功させたいと思つておるような次第でございまして、それから、いつでも問題になります。輸出の金融であります。これは先ほどもちよつと申しましたが、更に大蔵省あたりとよく打合せまして、現在以上に修遇されるようにいたしたいと考えております。

それから又、ややこれは確道でありますけれども、輸出入のリンク制度、つまり輸出製品に對して原料をリンク輸入するというやり方でございますが、これは日本の国内の事情が好転いたしますまでは、やはり或る程度現状以上に強化して行く必要があるのではないかと、これはもう輸出奨励策というふうな名には値しないかと思ひますが、止むを得ないところではないかと考えております。

又最近では、輸入品の利益で以て輸出の損をカバーするような考え方が相当ありまして、現に或る程度行なつておることは御承知の通りであります。併しこれは、貿易の正道から申しますれば、非常に危い措置でありまして、一日も早くそういうことをしないで済むような状況に持つて行かなければならぬと考慮しております。大体まあ世界の大勢は、だん／＼管理貿易を離れて自由貿易に移らうという際でありまして、そのためにいろいろ作戦を各々が

うものはどういふものですか。

○説明員(牛場信彦君) 現在やはりノ連関係が主でありますが、造船と船舶の修理などが多いようであります。

それから中共関係は最近苛性ソーダと塩とのバーターが成立したようであります。それ以外にやはり紡績機械とか、そういうようなものじやないかと存じます。

○豊田雅孝君 大休今挙げたような貿易はバーターなのですか。

○説明員(牛場信彦君) 韓国との貿易は、これはオープン・アカウントでやつておりますが、ソ連と中共は全部バーターであります。そうでないと支払のほうがあぐらがつきませんものですから……。

○海野三朗君 今のに関連して……、漸く中共との貿易が世間並みになったという。終戦以来相当年数も経ておるとし、ガリオアの關係も二十五年に終了

した。それなのに六、七、八と三年経過して、漸く世間並みになつたといふ。なせもつと早く世間並みになれなかつたのでしようか。その原因はどこにあつたのでありましようか、それをちよつと伺ひたい。

説明員（土居常吉）　二七二

(三) 戦時体制の崩壊
（昭和十三年）
この頃には、余り知らないものであります。が、相当長い間専断上アメリカの占領の下にあつたわけでありまして、それがやはりスタートの遅れた原因であらうと思います。併し平和条約ができましてからあとは、極力そちらのほうに交

悔いたしまして、だん／＼成果を挙げ
て来ておるといふ実情でございます。
○委員長（中川以良君） よろしくござ
いますか。

いと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中川以良君） それでは本日はこれにて散会いたします。
午後四時十八分散会